

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年9月30日

月曜日

号外(6)

目次

規 則	
○富山県税条例施行規則等の一部を改正する規則	1

規 則

富山県税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第43号

富山県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(富山県税条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県税条例施行規則(昭和29年富山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第40条の見出し中「及び」の次に「特別法人事業税又は」を加え、同条の表以外の部分中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」に改め、同条の表(8)の項中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書」に改め、同表(13)の項中「法人事業税・地方法人特別税の確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書」を「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書」に改める。

第10号様式(1)の備考中

	<p>「法人事業税等」とは、「法人の事業税及び地方法人特別税」をいい、この場合における「過誤納金等の額」欄又は「充当額」欄の金額は、法人の事業税と地方法人特別税との合計額となります。ただし、「事業年度等」欄の各事業年度等の開始の日（又は解散の日）が平成20年10月1日前である場合は、法人の事業税のみの金額となります。</p> <p>3 地方法人特別税に関する充当等の特例について 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。</p>
--	--

を

	<p>「法人事業税等」とは、「法人の事業税及び特別法人事業税」をいい、この場合における「過誤納金等の額」欄又は「充当額」欄の金額は、法人の事業税と特別法人事業税との合計額となります。ただし、「事業年度等」欄の各事業年度等の開始の日（又は解散の日）が平成20年10月1日前である場合は法人の事業税のみの金額と、平成20年10月1日から令和元年9月30日までである場合は法人の事業税と地方法人特別税との合計額となります。</p> <p>3 特別法人事業税及び地方法人特別税に関する充当等の特例について 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第14条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。 また、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。</p>
--	---

に改める。

第10号様式(2)の（裏）中

	<p>2 税目欄に「法人事業税等」と記載されている場合について 「法人事業税等」とは、「法人の事業税及び地方法人特別税」をいい、この場合における「過誤納金等の額」欄又は「充当額」欄の金額は、法人の事業税と地方法人特別税との合計額となります。ただし、「事業年度等」欄の各事業年度等の開始の日（又は解散の日）が平成20年10月1日前である場合は、法人の事業税のみの金額となります。</p> <p>3 地方法人特別税に関する充当等の特例について 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。</p>
--	---

を

2 税目欄に「法人事業税等」と記載されている場合について
 「法人事業税等」とは、「法人の事業税及び特別法人事業税」をいい、この場合における「過誤納金等の額」欄又は「充当額」欄の金額は、法人の事業税と特別法人事業税との合計額となります。ただし、「事業年度等」欄の各事業年度等の開始の日（又は解散の日）が平成20年10月1日前である場合は法人の事業税のみの金額と、平成20年10月1日から令和元年9月30日までである場合は法人の事業税と地方法人特別税との合計額となります。

3 特別法人事業税及び地方法人特別税に関する充当等の特例について
 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第14条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。
 また、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。

に改める。

第12号様式(4)の(表)中

「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税督促状・納付書兼領収証書」を

「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 督促状・納付書兼領収証書」に、

法人 地方 事業 特別 税別 ・税	税額
	延滞金（地方税法の規定による金額）
	重加算金
	計

を

法 地 方 特 別 法 人 法 人 事 業 特 別 税 別 ・税	税額
	延滞金（地方税法の規定による金額）
	重加算金
	計

に、

「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 領収済控」を

「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 領収済控」に、

法 地 方 法 人 事 業 特 別 税 別 ・税	税額
	延滞金
	重加算金
	計

を

法 地 方 特 別 法 人 法 人 事 業 特 別 税 別 ・税	税額
	延滞金
	重加算金
	計

に、

「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 領収済通知書」を

「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 領収済通知書」に改め、同様式の(裏)

「**地方法人特別税について**

地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する各事業年度（又は同日以後の解散）に係る法人の事業税と併せて賦課される国税ですが、県が法人の事業税と併せて賦課徴収を行います。

この督促状の「法人事業税・地方法人特別税」欄の各金額には、法人の事業税と地方法人特別税との合計額を記載しています。ただし、「事業年度」欄の事業年度の開始の日（又は解散の日）が平成20年10月1日前である場合は、法人の事業税のみの金額を記載しています。

中

を

「**特別法人事業税及び地方法人特別税について**

特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課される国税ですが、県が法人の事業税と併せて賦課徴収を行います。

地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する各事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課される国税ですが、県が法人の事業税と併せて賦課徴収を行います。

この督促状の「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」欄の各金額には、法人の事業税と特別法人事業税との合計額を記載しています。ただし、「事業年度」欄の事業年度の開始の日が平成20年10月1日前である場合は法人の事業税のみの金額を、平成20年10月1日から令和元年9月30日までである場合は法人の事業税と地方法人特別税との合計額を記載しています。

に改める。

第42号様式の2中「事業税額、」の次に「特別法人事業税額又は」を加え、

「**地方法人特別税**」を「**特別法人事業税又は地方法人特別税**」に改める。

第42号様式の2の2中「事業税額、」の次に「特別法人事業税額又は」を加える。

第43号様式(5)中「**法人事業税**
地方法人特別税」を「**法人事業税**
特別法人事業税
地方法人特別税」に改める。

第51号様式の5(1)、第51号様式の5(3)、第51号様式の5(5)、第51号様式の5(7)、第51号様式の13(1)、第51号様式の22(2)及び第51号様式の22(5)中「滞納県税・地方法人特別税」を「滞納金額」に改める。

第62号様式を次のように改める。

第62号様式 (第40条関係)

年 月 日

所在地
法人名
代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に対する課税標準及び税額を
更正
決定
しましたから通知します。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、 年 月 日とします
のでそれまでに納付してください。

Table with 7 columns: 法人事業税額, 特別法人事業税額又は地方法人特別税額, 申告書提出期限, 年 月 日, 資本金の額又は出資金の額, 千円, 法人事業税加算金額, 特別法人事業税加算金額又は地方法人特別税加算金額, 申告書提出年月日, 確定, 年 月 日, 資本金等の額, 千円, 法人県民税額, 合計, 管理番号

徴収金額の内訳

Main tax calculation table with columns for Summary, Tax Standard, Rate, Tax Amount, and specific tax items like Corporate Income Tax, Corporate Resident Tax, and Special Corporate Income Tax. Includes sub-sections for Corporate Income Tax and Special Corporate Income Tax/Local Corporate Resident Tax.

第63号様式中

法人事業税・地方法人特別税の確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書

を

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の
確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書

に改める。

第79号様式(1)の備考1及び同様式備考4中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第137号様式(4)中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(富山県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 富山県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中富山県税条例施行規則第35条の改正規定を次のように改める。

第33条中「第125条第2項」を「第138条の10第2項」に改める。

第35条中「第125条第1項」を「第138条の10第1項」に改める。

第1条のうち、富山県税条例施行規則第52条の見出し及び同条の表以外の部分の改正規定中「自動車税環境性能割」を「自動車税の環境性能割」に改め、同規則第62条の見出しの改正規定中「見出し中」の次に「の取得」を削り、」を加え、「自動車税環境性能割」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条の改正規定中「自動車税環境性能割」を「自動車税の環境性能割」に改め、同規則第63条の見出し及び同条の改正規定中「自動車税環境性能割」を「自動車税の環境性能割」に改め、同規則第64条の見出しの改正規定中「自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改め、」を削りに改め、同規則第65条の見出しの改正規定中「自動車税環境性能割」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条各号列記以外の部分の改正規定中「自動車税環境性能割」に改め、」を「自動車税の環境性能割」に改め、「の取得」を削りに改め、同条第1号の改正規定中「取得税額」を「環境性能割額」を「自動車の取得税額」を「自動車環境性能割額」に改め、同条第2号の改正規定中「改め」の次に「の取得」を削り

、同号ア中「税額」を「環境性能割額」に改め」を加え、同条第3号の改正規定中「改める」を「改め、「の取得」を削る」に改め、同規則第66条（見出しを含む。）の改正規定中「（見出しを含む。）」を「の見出し」に、「自動車税環境性能割」に改める」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条中「、自動車取得税」を「、自動車税の環境性能割」に、「自動車取得税の交付額の算定資料報告書」を「自動車税（環境性能割）の交付額の算定資料報告書」に改める」に改め、同規則第76条の見出し及び同条の表以外の部分の改正規定中「自動車種別割」を「自動車税の種別割」に改め、同規則第77条の見出しの改正規定中「自動車税種別割」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1項の改正規定中「同条第1項中の次に「「によつて」を「により」に、」を加え、同規則第78条の見出しの改正規定中「自動車税種別割」を「自動車税の種別割」に改め、同規則第79条の見出し及び同条各号列記以外の部分の改正規定中「自動車税種別割」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1号アの改正規定中「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に改め」を「少ない額（条例第146条の2第2項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第150条第2項」を「少ない額（条例第146条の2第2項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第177条の10第2項」に改め、「。ただし、条例第139条第1項第1号に規定する自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の7第1項の規定により45,000円を超える場合は、税額的全額（条例第146条の2第2項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第150条第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月から当該消滅した月までの月数で除して得た額）」を削り、同号ア(ア)中「税額」を「種別割額」に改め」に改め、同号ア(イ)の改正規定中「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に」を「45,000円（法第150条第2項）を「43,500円（法第177条の10第2項）に、「

45,000円（条例第139条第1項第1号に規定する自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の7第1項の規定により45,000円を超える場合は、税額の全額）」を「43,500円」に」に改め、同号イの改正規定中「改め」の次に「、同号イ(ア)中「税額」を「種別割額」に改め」を加え、同号イ(イ)の改正規定中「第150条第2項」を「45,000円（条例第139条第1項第1号に規定する自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の7第1項の規定により45,000円を超える場合は、税額の全額）」を「43,500円」に、「第150条第2項」に改め、「改める」を「改め、同条第2号中「自動車 税額」を「自動車 種別割額」に改める」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 令和元年9月30日までに最初の条例第137条の3第3項に規定する新規登録（以下この項において「初回新規登録」という。）を受けた自動車であつて富山県税条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第12号）第1条の規定による改正前の富山県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第137条第1項若しくは第3項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自動車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び旧条例第138条の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自動車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割を条例第146条の2第1項の規定により減免する場合の減免額については、第79条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第146条の2第1項第1号に該当する自動車 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額

- ア 法第 177条の11第 1 項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合
次の(ア)又は(イ)に掲げる額のいずれか少ない額（条例第 146条の 2 第 2 項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から 3 月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第 177条の10第 2 項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を 4 月から当該消滅した月までの月数で除して得た額）。ただし、自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）のうち総排気量が 2 リットル以下のもので、条例附則第 6 条の 8 第 3 項の規定により種別割額が 45,000 円を超える場合は、種別割額の全額（条例第 146条の 2 第 2 項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から 3 月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第 177条の10第 2 項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を 4 月から当該消滅した月までの月数で除して得た額）
- (ア) 種別割額の全額
- (イ) 45,000円（法第 177条の10第 2 項の規定により月割をもつて課税する場合は、45,000円（自家用の乗用車のうち総排気量が 2 リットル以下のもので、条例附則第 6 条の 8 第 3 項の規定により種別割額が 45,000円を超える場合は、種別割額の全額）に 4 月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額）
- イ 法第 177条の11第 3 項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合
次の(ア)又は(イ)に掲げる額のいずれか少ない額（条例第 146条の 2 第 2 項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から 3 月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から 3 月までの月数で除して得た額。ただし、法第 177条の10第 2 項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて

得た額を納税義務が発生した月の翌月から当該消滅した月までの月数で除して得た額)

(ア) 種別割額の全額

- (イ) 45,000円（自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の8第3項の規定により種別割額が45,000円を超える場合は、種別割額の全額）に納税義務が発生した月の翌月から3月（法第177条の10第2項の規定により月割をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

(2) 条例第146条の2第1項第2号に該当する自動車 種別割額の全額附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項を附則第5項とし、附則第1項の次に次の3項を加える。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、この規則による改正後の富山県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中第79号様式(1)及び第137号様式(4)の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)